

能登半島地震災害と法

◆特集にあたって

二〇二四年一月一日、能登半島一帯を襲った巨大地震は、私たちの土地と生活を改めて見詰めさせることになりました。

「地震大国・日本」は、一九九五年の「阪神淡路大震災」以降、二〇〇〇年に入ってから、名前が付けられた大地震だけ見ても、鳥取県西部地震（二〇〇〇年一〇月）、新潟県中越地震（二〇〇一年一月、二〇〇四年一〇月）、十勝沖地震（二〇〇三年九月）、新潟県中越沖地震（二〇〇七年七月）、岩手・宮城内陸地震（二〇〇八年六月）、東日本大震災（二〇一一年三月）、熊本地震（二〇一六年四月）、北海道胆振東部地震（二〇一八年九月）など多数が数えられています。

今回直撃された能登半島は、「高齢化が進む過疎の半島」。二〇〇七年三月には今回と同じように「能登半島地震」と名づけられた地震が記録され、記憶されていました。しかし、どうだったでしょう。今回の地震はマグニチュード7.6、志賀町、輪島市で震度7、七尾市、珠洲市、穴水町、能登町で震度6強を記録しました。被害は膨大で、死者二四一人、負傷者は一二九九人、住宅の全壊は八七九五棟、半壊が一七八七六一棟、一部損壊は五万棟を超えました。

そして、特徴的だったことは、道路のほか、電気、水道などのライフラインが機能しなくなったことです。地震から二か月半を超えた三月一九日現在でも、一万三〇〇〇戸が断水している状況です。どうし

てこんな状況になっているのでしょうか？ 答えは簡単です。これまでに、続いて起きている地震の教訓を生かし切れなかったからです。

▼「安全に生活する権利」の確立を

「法と民主主義」編集部は、この災害について、なぜこんな状況になっているのか、いま、何が必要なのか、どうしたらいいのか、改めて検討したいと考えました。

「天災だからやむを得ない」「被災者になったのは運が悪かったから……」 私たちの意識には、まだまだこんな気持ちが残っています。しかし、それでいいのでしょうか？ 私たちは、先人たち、あるいは私たちの努力で、平和を守り、科学技術を発展させてきたことによって、地球環境、街作りから身近な住宅建設まで、よくわからない、不十分なこととは少ないけれど、かなりの程度まで、危険を防ぎ安全で、平穏な生活を守る手立てを造ってきたはずで、私たちはいま、この「生きる権利」を確認し、お互い整備していくことが大切です。

私たちの日本国憲法一三条は「個人として尊重」され、「生命、自由および幸福追求の権利」について、「最大の尊重」を必要とし、二五条は「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障し、国がその

「向上、増進」に努める責任を規定しています。

天災に備え、新しい知見を生かし、災害を防ぐ手立てを講じていくのは、国民みんな、私たちが造っていく国家、政治の責任です。「法」はそこでどう機能していくのでしょうか。

▼いま起きたことから考えよう

こうした観点から、今回の特集では、五本の論文と編集委員による現地報告を収録しました。

憲法、民法や環境法をベースに、日本の災害を系統的に取り組み、東日本大震災でも多くの問題提起をされてきた磯野弥生・東京経済大名誉教授には、「総論」的な意味を含めて「防災法と住民の権利」をお願いしました。「被災者および被災の恐れのある人の権利との関係で、災害法制の課題を提起する」と、事態を分析、提言しています。

続いて、今回、本当に一触即発、実際に変電機が破損し、外部電源が使えなくなつたほか、モニタリングポストが稼働しないなど、重大な事故が起きた北陸電力・志賀原発について、井戸謙一弁護士(元裁判官)に寄稿をお願いしました。ご存じの通り、井戸弁護士は、二〇〇六年三月、金沢地裁が志賀原発の差し止め判決を出した際の裁判長でした。「能登の断層と志賀原発―原発立地に投げかけられた課題」は、この経験も含め、日本の原発について書いてくださっています。

さらに、災害復興と街作り問題について、新進の都市・建築学者、窪田亜矢・東北大学教授に、街並みが壊れ、しかも火災で跡形をどどめなくなった能登の現状を踏まえ、「災後における『住民の、住民による、住民のためのまちづくり』に向けて」を書いていただきました。大災害を受けた後、「住民のためのまちづくり」はどう考えたらいいのでしょうか。窪田教授は二月はじめ、現地を視察し、「住民自身の意思による復興」について考えています。

次に、これまで、埼玉を中心に貧困問題に取り組み、社会保障の

現場を考え続けてきた猪股正弁護士に「平時の社会保障を土台とする災害対策へ」を書いていただきました。災害があつたから社会保障をベースに、ではなく、「平時の社会保障制度を普遍的な制度へと構築し直し、その土台の上に、災害時に、迅速に発動でき、平時の制度と連携して機能して、被災者の生活を緊急に支える制度を整備すべき」だと提起しています。

今回の災害では、長年の財政難の結果、地方自治体が疲弊して、職員の確保すら不十分である状況が明らかになりました。それを補わなければならないのは、当然、国、中央政府です。しかし、その対応も簡単ではありません。ところが、この情勢に乗じて、政府・与党が考えたのは、災害時に、地方自治体の権限を越えて、中央政府が「補充的指示権」を行使できるとする地方自治法の改正です。

憲法は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」(九二条)とし、「住民自治」(九三条)と「団体自治」(九四条)を定めています。ところが政府が提案するのは、災害時には地方の自治権を剥奪しても構わない、という形で実質改憲を狙おうという改正案。この問題を指摘してくださつたのは、編集委員でもある永山茂樹東海大教授です。

すでに、「災害」のような「緊急時」に、国会議員の任期を延長しようとする「緊急事態」の改憲論が憲法審査会で議論されています。これに呼応し、災害を利用して、「独裁」的政治体制を狙う「ショック・ドクトリン」に要注意です。

最後に、則武透編集委員(弁護士)の現地報告、「能登半島地震が医療に与えた深刻な事態―現地へ行って」を入れました。則武弁護士は、現地に入って医療現場の状況をつぶさに取材し報告してくれました。

これらの特集が、現に起きてしまった災害について、事実を直視し対策に取り組み、今後をつくっていくために少しでも役立つことを期待します。